知多市スポーツ協会会則

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、知多市スポーツ協会（以下「協会」という。）と称する。

（事務局）

第２条　協会の事務局を知多市緑町５番地メディアス体育館ちた内に置く。

（加盟）

第３条　協会は、公益財団法人愛知県スポーツ協会に加盟する。

第２章　目的及び事業

（目的）

第４条　協会は、本市における体育・スポーツの普及・振興を図り、市民の体力向上と健康の増進に努め、『明るく住みよい町づくり』に寄与することを目的とする。

（事業）

第５条　協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 本市の社会体育発展のために積極的に活動・協力すること。
(2) 競技会・練習会・講習会等を開催すること。
(3) スポーツ諸団体の育成と連絡調整及び会員の融和を図ること。
(4) 指導者の育成と資質の向上を図ること。
(5) 優秀なる選手の育成と技術の向上を図ること。
(6) 市外のスポーツ団体と積極的に交流を図ること。
(7) その他・前条の目的達成に必要な事業を行うこと。

第３章　会員

（会員）

第６条　協会は次の正会員・特別会員・賛助会員をもって組織する。

(1) 正会員は、市内在住、又は在勤者で協会の各競技団体に所属する者。
(2) 特別会員は、第４条の目的及び第５条の事業を賛助する法人、個人及びグループ。
(3) 賛助会員は、同条(1)以外の者で協会の各競技団体に所属する者。

第４章　役員

（設置及び選出）

第７条　協会に次の役員を置く。

(1) 会長　　１名
(2) 副会長　　２名以内
(3) 理事長　　１名
(4) 副理事長　　若干名
(5) 常任理事　　１１名以内
(6) 理事　　各競技団体代表・中小体連代表
(7) 監事　　２名
(8) 事務局長　　1名

２　理事は、協会の競技団体から推挙された者及び中小体連代表とする。
３　常任理事は、理事の互選及び中小体連代表・事務局長とする。
４　理事長及び副理事長は、常任理事の互選とする。
５　会長及び事務局長は、常任理事会において推挙し理事会の承認を得る。
６　副会長は、会長が推挙し理事会の承認を得る。
７　監事は、競技団体から１名及び有識者から１名とし、会長が推挙し理事会の承認を得る。
８　上記の役員は、市内在住、又は在勤者とする。

（職務）
第８条　会長は、協会を代表し、会務を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
３　理事長は、理事会を代表し、会務を執行する。
４　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した副理事長がその職務を代理する。
５　常任理事は、理事長・副理事長を補佐し、会務を執行する。
６　理事は、第１３条に定める事項を審議する。
７　監事は、会計を監査し理事会において報告する。
（任期）
第９条　役員の任期は、２カ年とする。ただし再任を妨げない。
２　後任者による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、任期満了後といえども後任者が就任するまでその職務を行う。
（名誉会長・名誉顧問及び顧問並びに参与）
第１０条　協会に名誉会長・名誉顧問及び顧問並びに参与を置くことができる。
２　名誉会長・名誉顧問及び顧問並びに参与は理事会の推挙により協会が委嘱する。
３　名誉会長・名誉顧問は、協会の発展に特に功績のあった者を充て重要な会務の諮問に応じる。
４　顧問及び参与は、協会の発展に功績のあった者・学識経験者及び特に協会の目的・事業に賛助する者を充て重要な会務に参画する。

第５章　会議

（種類）
第１１条　協会に次の会議を置く。
(1) 常任理事会
(2) 理事会
２　各会議は２分の１以上の出席をもって成立し、議事は過半数をもって決する。
（常任理事会）
第１２条　常任理事会は、理事長・副理事長及び常任理事をもって構成する。
２　常任理事会は、理事長が招集し次の事項を審議する。
(1) 重要な事業の企画及び調整に関する事項
(2) 事業計画及び予算に関する事項
(3) 事業報告及び決算に関する事項
(4) その他必要と認める事項
３　常任理事会には、会長、副会長等必要に応じて理事長が出席を要請することができる。
４　常任理事会の議長は、理事長がこれに当る。
（理事会）
第１３条　理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事をもって構成する。
２　理事会は、会長が招集し次の事業を審議する。
(1) 会則の制定及び改廃に関する事項
(2) 事業計画及び事業報告に関する事項
(3) 予算及び決算に関する事項
(4) 事業の調整及び執行に関する事項
(5) その他必要と認める事項
３　理事会には、生涯学習スポーツ課長等必要に応じて会長が出席を要請することができる。
４　前条第４項の規定を準用する。

第６章　登録費及び会計

（登録費）
第１４条　協会は、別に定める登録費（１カ年）を徴収するものとする。

（経費）
第１５条　協会の事業の遂行に要する経費は、次の収入をもって行なうものとする。
(1) 登録費
(2) 交付金
(3) 補助金
(4) 寄付金
(5) その他
（会計年度）
第１６条　協会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
第１７条　協会の財務の処理については、財務規程による。
（会計監査）
第１８条　会長は、毎会計年度の決算について監事の会計監査を受けなければならない。

第７章　補則
（委任）
第１９条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附　則

この会則は、昭和５０年４月１日より執行する。
昭和５４年　５月１１日　一部改正承認
昭和５７年　４月２３日　一部改正承認
昭和５８年　５月２４日　一部改正承認
昭和５９年１１月１３日　全部改正承認
平成　元年１１月１５日　一部改正承認
平成　３年　５月２７日　一部改正承認
平成１４年　４月２４日　一部改正承認
平成１６年　４月２８日　一部改正承認
平成１８年　３月２４日　一部改正承認
平成２０年　４月　１日　一部改正承認
平成２１年　３月１７日　一部改正承認
平成２３年　９月２２日　一部改正承認
平成２６年　４月１７日　一部改正承認
平成２８年１２月　９日　一部改正承認
平成３０年　３月１６日　一部改正承認
令和　元年　５月１７日　一部改正承認
令和　３年　４月　１日　一部改正承認
令和　４年　９月１６日　一部変更承認

知多市スポーツ協会登録費を定める内規

この内規は、知多市スポーツ協会会則第１４条の規定による登録費について定めるものとする。
１　特別会員　　年額　　１口以上　　（１口　５，０００円）
２　賛助会員　　年額　　１人　　（１，５００円）
３　正会員　　年額　　１人　　（１，０００円）
平成１９年　４月　１日　一部改正承認
平成２８年　１２月　９日　一部改正承認
令和　３年　４月　１日　一部改正承認